

関西電力株式会社高浜発電所第3号機の
原子炉等規制法に基づく設計及び工事の計画の認可申請の概要

1. 申請者及び申請年月日等

申請者：関西電力株式会社 執行役社長 森本 孝

申請年月日等：

2020年 7月22日（関原発第147号）

補正年月日等：

2020年11月20日（関原発第374号）

2020年12月 9日（関原発第450号）

2021年 1月13日（関原発第526号）

2. 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

名称：高浜発電所

所在地：福井県大飯郡高浜町田ノ浦

3. 発電用原子炉施設の出力及び周波数

出力： 3, 392, 000 kW

第1号機： 826, 000 kW

第2号機： 826, 000 kW

第3号機： 870, 000 kW（今回申請分）

第4号機： 870, 000 kW

周波数： 60 Hz

4. 申請範囲

放射性廃棄物の廃棄施設

2 気体、液体又は固体廃棄物処理設備

(4) 容器

・使用済樹脂計量タンク（3・4号機共用）

(5) 流体状の放射性廃棄物の運搬用容器

・使用済樹脂移送容器（1・2・3・4号機共用）

(10) 主配管

・主配管（3・4号機共用）

・主配管（1・2・3・4号機共用）

3 堰その他の設備

(1) 原子炉格納容器本体外に設置される流体状の放射性廃棄物を内包する容器からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するために施設する堰

- ・使用済樹脂計量タンク室（3・4号機共用）
- ・使用済樹脂移送容器トレイ（1・2・3・4号機共用）
- (2) 原子炉格納容器本体外に設置される流体状の放射性廃棄物を内包する容器からの流体状の放射性廃棄物の施設外への漏えいを防止するために施設する堰
 - ・使用済樹脂移送容器トレイ（1・2・3・4号機共用）
- 4 原子炉格納容器本体外の廃棄物貯蔵設備又は廃棄物処理設備からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置又は自動警報装置
 - ・使用済樹脂計量タンク室漏えい検出装置（3・4号機共用）
 - ・使用済樹脂移送容器トレイ漏えい検出装置（1・2・3・4号機共用）
- 5 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格
- 6 放射性廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法

その他発電用原子炉の附属施設

- 4 火災防護設備
 - 1 火災区域構造物及び火災区画構造物
 - ・原子炉補助建屋、燃料取扱建屋（一部1・2・3・4号機共用、一部3・4号機共用）
 - 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格
 - 4 火災防護設備に係る工事の方法
- 5. 工事の種類・内容
 - 種類：発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事
 - 内容：放射性廃棄物の廃棄施設等の改造（使用済樹脂計量タンク及び使用済樹脂移送容器の設置等）

6. 申請理由

高浜発電所第3号機及び第4号機共用の使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵している使用済樹脂を既設の第1号機及び第2号機共用の廃樹脂処理装置で処理するため、使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵している使用済樹脂を第1号機及び第2号機へ移送するための設備として、使用済樹脂計量タンク及び使用済樹脂移送容器等を設置する。